

# 令和5年度 みやま市社会福祉協議会事業計画

## はじめに - 令和5年度基本方針 -

少子高齢化や核家族化、人口減少など、地域社会のあり方は大きく変化し、福祉課題はさらに複雑・多様化しています。

このような状況において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら地域づくりを行う「地域共生社会」の実現が急務とされています。その中核を担う社会福祉協議会には、今後ますます重要な役割が求められています。

みやま市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し計画的な地域福祉の推進に取り組んでいます。令和4年度は現行の第2次計画の最終年度であり、そのため令和3年度から4年度にかけて、新たに第3次地域福祉活動計画を策定しました。策定にあたっては、みやま市が策定する「地域福祉計画」とは互いに補完し補強し合う関係にあることから、第1次、第2次計画と同様にみやま市と一体的に進めて参りました。

今回の計画は令和5年度から令和9年度までの5ヶ年計画となっており、初年度となる今年度は、これまでの事業を各計画目標に整理するとともに、市民へ計画の周知を図り、校区社協、各関係団体、事業所の皆様と連携しながら、持続可能な地域福祉活動の実現を目指し、より一層の推進を図っていきます。

## ◎基本理念

第2次計画に引き続き、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間、令和5～令和9年度）におきましても、自分自身や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「互助・共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」、これらを適切に連携させながら地域の福祉課題に取り組んでまいります。こうした考え方に立ち、みやま市地域福祉の将来像を「だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」とします。

## ◎基本方針

市民や地域の福祉関係者などが相互に協力して、福祉活動を進めるための地域福祉活動計画に基づき、市民の皆さんが共に学び、共に参加するコミュニティを築き、互いに支え合う地域福祉活動の推進に努めます。

## ◎基本目標

基本理念である「だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すために、地域福祉活動計画において設定した次の基本目標の実現に向けて市民と役・職員が一丸となって取り組みます。

(1) みんなで支え合う連携体制づくりを進めます。

すべての市民が住み慣れた地域で孤立することなく、安心感の高い生活を送ることができるよう、地域の中での暮らし・実情を理解した地域住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけてネットワークを形成し、地域の実情に即した支援策を展開します。

(2) 福祉のまちづくり活動の拠点づくりを進めます。

身近な地域での地域福祉を推進するためには、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境が必要です。公民館など地域で活かせる場所を活用しながら活動を支援します。

(3) 福祉のまちづくりに関する意識づくりを進めます。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりの自助・自立を基本としつつ、他人への思いやり、助け合いの心など、人と人との温かいふれあいが大切です。このため、地域における連帯感を育み、市民相互の助け合い・支え合いの意識が高まるよう、福祉教育、広報活動、地域行事の活動などを通して、地域福祉に対する理解と人に対する思いやりの意識づくりに努めます。

(4) 福祉のまちづくりを担う人材づくりを進めます。

地域福祉を支えるのは、市民一人ひとりの活動です。人と人々が助け合い、支えあう活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、活動に関わる人材の育成に努めます。

(5) 福祉サービスの適切な利用体制づくりを進めます。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすためには、必要なサービスを身近で気軽に利用できることが必要です。このため、高齢者、障がい者、子ども等への支援に関するニーズの把握、適切なサービス情報の提供、相談体制の向上に努めます。

## ◎重点施策

### ○地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進

- ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み内容や進捗状況に関する協議を行い、地域福祉の推進に努めます。
- ・ 校区社協と連携し、地域座談会の開催等を通じて地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知を図り、また計画に沿った地域福祉活動の推進に努めます。

### ○ふれあいネットワーク・見守り活動の推進

- ・ 地域ぐるみで見守ることが出来る体制づくりを進めるため、校区社協と連携し、校区単位での福祉推進員・ふれあい活動員の役割説明会の開催を推進します。また、行政区や民生委員担当区単位において、区長や民生委員・児童委員を交えての情報交換会の開催を促進します。
- ・ 在宅福祉サービスにおいて、送迎などの移動時に市民の見守りを行い、異常を発見した際には関係機関へ連絡出来るよう取り組みます。

### ○関係団体との連携強化

- ・ 在宅福祉サービスにおいて、独居世帯・高齢者世帯の生活状況を、必要に応じて民生委員・児童委員と共有し連携を図ります。

### ○福祉教育の推進

- ・ 出前講座を企画・実施し、小中高等学校やふれあい・いきいきサロンに向けた福祉に対する意識づくりの機会の提供に努めます。また、チラシの配布を行うなど、そのための周知を図ります。

### ○相談体制の充実

- ・ 令和5年より、コロナ特例貸付の償還が開始されています。しかし、長引くコロナ禍や社会情勢が個人の生活に与えた影響は色濃く、いまだ生活再建が困難な状況が継続しています。そのため貸付申請世帯を訪問し、生活状況の確認を行いながら、必要に応じて自立相談支援事業所・市と連携し、生活再建に向けた支援を行います。令和5年度には、50世帯の訪問を目標に実施します。  
さらに民生委員に周知することで、地域で課題を抱えた世帯が早期に相談ができる仕組みづくりに努めます。

### ○権利擁護の推進

- ・ 在宅福祉サービスにおいて、利用者等への相談や訪問時に虐待の兆候がないか目を配り、必要に応じて他機関につなげていきます。また、虐待発見時の通報体制の整備に向けた職員研修を行います。

## ◎具体的な事業

令和5年度においても、地域福祉活動計画並びに住民ニーズを踏まえ、継続した地域福祉の推進に努めます。

### 1. 地域福祉活動計画に基づいた具体的な事業内容

#### (1) みんなで支え合う連携体制づくりを進めます。

##### ① ふれあいネットワーク事業

日常生活において見守り、声かけが必要な一人暮らし高齢者・障がい者などを支援するネットワーク体制の拡充を図ります。訪問の際に顔が見える関係づくりのため、チラシや日用品等の配布物を提供し、個別訪問の促進を図ります。

見守り活動を浸透させるため、校区単位での福祉推進員・ふれあい活動員の役割説明会や、区長や民生委員を交えての行政区単位での情報交換会の開催を推進します。また、新任者向けの説明会を開催します。

見守りや連絡体制を充実させるため、必要に応じて関係機関との情報共有を図ります。

##### ② ふれあいいきいきサロン支援事業

小地域を単位とした交流やふれあいの場を設けることにより、高齢者等が認知症や寝たきり等になることを防ぎ、また地域の中で孤独にならないことを目的に開催されています。参加者同士が日ごろの様子を気にかけて、見守り活動の一部として機能するよう支援します。

消費者問題や防犯に関する出前講座を紹介し、意識の高揚を図ります。

##### ③ 地域ふれあい食堂支援事業

子どもから大人まで、食を通じて気軽に立ち寄れる場作りを推進しています。

食事の提供に加え、学習や居場所等の支援機能を併せ持った場づくりを図り、地域でのふれあいの活性化を図ることを目的とした活動を支援します。

また、活動の充実を図るために支援者間の連携を目的とした情報交換会を開催します。

##### ④ 生活困窮者自立支援ネットワーク整備事業

制度の狭間で対象外となる生活困窮者等に対し、生活を維持するための物品や当面の収入を得るための就労の機会を提供できる事業者及び個人間とのネットワークづくりを行います。令和4年度時点では17の団体及び個人がネットワークへの登録をしています。更なる登録団体の確保のため、事業周知を行います。

生活困窮者からの様々な相談に応じ、生活困窮者世帯が抱える課題を整理し、生活再建を図るための相談援助を行います。

#### ⑤ 当事者支援事業

同じ課題を持つ人たちが互いに支え合い孤立を防止するために、情報共有・交換ができる機会づくりを支援するとともに、活動状況の聞き取りを行いながら活動継続のための支援を行います。また、専門的助言が必要な場合は、相談に応じ、関係機関や他市町村の当事者団体などを紹介します。

現在は、子供の発達に悩みを持つ親が参加する「結ぶ会」を支援し、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを行っています。

#### ⑥ 各種団体助成事業

共同募金の配分金を財源として福祉関係団体の活動支援を目的に助成金を交付しています。助成金の活用により交付組織の基盤強化や課題を抱える当事者どうしのつながり、組織化を推進します。

#### ⑦ 民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員協議会とは、社会福祉協議会が行う福祉事業や地域福祉活動において、地域福祉の推進・向上のために連携しています。定例会議への参加などを通し、相互に情報交換を行い、顔の見える関係づくりに努めていきます。

#### ⑧ 地域における生活支援体制整備に関する取り組み

地域の課題を分析・整理し、地域に必要とされる生活支援の仕組みづくりの支援を行います。

また、みやま市が設置している「みやま市生活支援・介護予防体制整備推進協議体」へ参画します。

#### ⑨ 災害ボランティアセンター運営事業

災害ボランティア活動を円滑に進めるための運営マニュアルの見直しを行い、発災後の生活再建を迅速に行なえる体制づくりを進めます。また、行政や近隣社協との連携体制づくりや各種団体との顔の見える関係作りを行います。

#### ⑩ 地域福祉活動計画の推進及び進捗に関する協議

令和5年度より、「第3次みやま市地域福祉計画」の計画期間となり、計画に沿った事業の推進を図ります。地域座談会においても、設定した目標値を中心に振り返りを行い、取りまとめた内容を推進協議会に報告し、進捗の評価を行います。

(2) 福祉のまちづくり活動の拠点づくりを進めます。

① 校区社会福祉協議会活動支援

15旧小学校区に校区社会福祉協議会が組織され、ふれあい・いきいきサロン活動やふれあいネットワークをはじめとした地域福祉活動の推進が行われています。

校区単位で地域の実情の把握、課題の抽出、課題解決を図るための話し合いの場づくりを支援します。また、校区間の情報共有や研修会開催を支援します。

② 地域座談会の開催

校区社協と連携し、校区単位での座談会開催を促進し、生活上の課題や困りごとを考える場づくりを推進します。また、その意見や課題を分析・整理し、地域に必要とされる生活支援の仕組みづくりの支援を行います。

③ ふれあい・いきいきサロン支援事業

サロン活動の継続や活性化のためにサロン運営者の情報交換やPRを目的としたイベントを実施します。

また、運営の負担感を軽減できるような小規模サロンを提案しながら、つながりづくりの場を継続できるよう支援します。

④ 子育てサロン支援事業

子育て中の親やその子どもが身近な場所で仲間づくりを行い、育児の悩みを共有し、情報交換をすることを目的とした「子育てサロン活動」を支援します。

⑤ 介護予防普及啓発事業（みやま市受託事業）

ふれあい・いきいきサロンでの介護予防や健康に対する意識高揚を図るため様々な講師（レクリエーションインストラクターや健康運動指導士、歯科衛生士など）を派遣します。また、サロンで健康相談が受けられるように看護師を派遣します。

⑥ 介護予防事業（生きがい教室）（みやま市受託事業）

高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう、生きがい教室を実施しています。運動、レクリエーションや趣味、特技を活かした活動を通じて、介護予防や居場所作りを行っています。

⑦ つどいの広場事業（みやま市受託事業）

子育て中の親子や家族が集い交流し、子育てについて相談できるつどいの広場を開催しています。広場では、子育てに関する講習会や子育て情報の提供も行います。

⑧ 福祉センター等の活用

市民が集う施設を活用し、生きがい教室や各種市民向け講座などの開催、子育て支援やボランティアの活動場所としての利用を通して、交流の場の確保に努めます。

### (3) 福祉のまちづくりに関する意識づくりを進めます。

#### ① 出前講座

小中高等学校やふれあい・いきいきサロン等に福祉教育や体験学習を通じて福祉に対する意識づくり努め、周知を図ります。

#### ② 市民福祉セミナーの開催

幅広い世代に向けた福祉に関する啓発講座を行い、福祉の意識作りを行います。

#### ③ 小中高等学校福祉活動支援事業

小中高等学校などで福祉教育に取り組む学校を支援します。具体的には、高齢者や障がい者に対する思いやり、いじめ問題、命の大切さについて学び、人に対する尊厳を持ってもらうための福祉教育の資金として市内の学校に助成金を交付します。また、小学3年生から6年生を対象として、各小学校にワークブック形式の福祉教育教材（ともに生きる）を配布し、それぞれの学校の教育方針に基づき活用していただきます。

#### ④ 黄色帽子贈呈事業

児童が安心して通学できるよう、黄色帽子を市内小学校入学児童に対し、入学式の際に贈呈式を行い配布します。

#### ⑤ まるごとみやま市民まつり

地域福祉推進のため積極的に活動され、その功績が顕著な方に対して、表彰規定に基づき表彰式を行い、活動を広く伝えます。

#### ⑥ 社協だよりの発行

地域福祉に対する意識の啓発と周知のため、社協だよりを年4回発行します。社協事業や地域・ボランティアなどの地域福祉活動に関する情報発信を行います。

また誰もが読みやすいように写真やイラスト、文字の大きさに配慮した福祉について興味関心を持ってもらえるような紙面づくりを行います。

#### ⑦ ホームページ（HP）の運営・SNSの活用

社会福祉協議会の事業や、地域福祉活動に関する情報を随時掲載し、だれもが気軽に情報収集できる環境を整備します。

また、Facebook や LINE 等の SNS を活用し、即時性、双方向性を高め、幅広い世代へ向けた情報発信を図ります。



#### (4) 福祉のまちづくりを担う人材づくりを進めます。

##### ① ボランティアセンターの運営

ボランティアニーズの把握やボランティアの派遣調整、情報提供を行います。また、ボランティア活動保険の加入手続きや助成金を含めた活動に関する相談対応、関連団体との橋渡しなどを行います。

##### ② 介護予防ボランティア支援事業（スマイルポイント）（みやま市受託事業）

高齢者の地域貢献活動や社会参加活動を促進し、介護予防の充実と普及を図るため、介護予防ボランティア支援事業を受託し実施しています。この事業の登録者（スマイルメイト）には活動時間ごとにポイントが付与され、またポイントに応じて奨励金を受け取ることができます。この事業では、登録者の募集、研修の実施、活動の連絡調整、ポイントの管理及び奨励金の支払いなどを行います。

##### ③ ファミリー・サポート・センター事業（みやま市受託事業）

子育て中の家庭において、仕事や通院・用事等のため、一時保育や送迎などの援助を行います。

「まかせて会員」養成講座を開催し、地域で助け合って子育てができる環境づくりを推進します。

##### ④ 手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）（みやま市受託事業）

聴覚障がい者が日常生活を送るうえで必要なコミュニケーション手段の普及を目指し、手話奉仕員養成講座を行います。

## (5) 福祉サービスの適切な利用体制づくりを進めます。

### ① 心配ごと相談事業

市民の日常生活の困りごと相談に応じるための心配ごと相談窓口を開設しています。相談員の情報交換や適切な助言のための専門研修に参加するほか、相談事項の解決のために市や関係機関との連携を図ります。

### ② 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者、高齢者又は障がい者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

また、コロナ特例貸付世帯に対し、その後の生活状況の聴き取りを実施します。その際、必要に応じて就労支援や各種申請手続きを支援します。

### ③ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理、書類などの預かり支援を行っています。また、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士と定期的に会議を実施し支援の充実を図ります。

積極的に研修会等に参加し、専門員・生活支援員の資質向上に努めます。

### ④ 生活管理指導員派遣事業（みやま市受託事業）

基本的な生活習慣や対人関係及び社会生活に支援が必要な高齢者に対し、訪問による指導及び支援を行い、介護予防に取り組みます。

### ⑤ 在宅福祉サービス事業

関係法に基づいて、次の事業を行っています。

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 訪問介護事業、みやま市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- ・ 地域密着型通所介護事業、みやま市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
- ・ 居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業
- ・ 特定相談支援事業、障がい児相談支援事業

今後も継続して福祉サービスの充実に取り組みます。

⑥ 苦情解決制度の整備

苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置し、福祉サービスの適正な利用体制づくりを図ります。

## 2. 市からの受託事業

社協の持つ公共性により、みやま市より様々な公共事業を受託しています。令和 5 年度は以下の事業を受託し、効率的かつ住民の福祉を重視した運営に努めます。

- (1) 総合保健福祉センター管理運営事業  
総合保健福祉センター（あたご苑、げんきかん）の管理運営を行います。
- (2) 介護予防普及啓発事業（6 ページに前述）
- (3) 介護予防事業（生きがい教室）（6 ページに前述）
- (4) つどいの広場事業（7 ページに前述）
- (5) 介護予防ボランティア支援事業（スマイルポイント）（9 ページに前述）
- (6) ファミリー・サポート・センター事業（9 ページに前述）
- (7) 手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）事業（9 ページに前述）
- (8) 生活管理指導員派遣事業（10 ページに前述）

### 3. その他の事業

#### (1) 献血事業

赤十字血液センターと連携し献血思想の普及啓発活動を行っています。また、複数回献血者の定着及び若年層への献血啓発を図るとともに、企業等に対して地域献血への理解と協力を働きかけながら、年間を通じた献血推進に取り組んでいます。

#### (2) 日赤事業

日本赤十字事業は、192ヶ国の赤十字社と協力して、人々が平和で健やかに暮らせるように、国境・宗教・人種などを越えて、さまざまな人道的支援活動を展開しています。これらの活動を支えるため、行政区長等を通じ、赤十字活動資金の募集を行っています。

#### 4. 緊急時における安定した事業の継続

感染症の蔓延や自然災害が発生した場合など、緊急時においても事業を安定的・継続的に提供できるよう、BCP（事業継続計画）を策定しています。

計画が適切に運用できるように、定期的な見直しと訓練の実施を行います。

#### 5. 職員の資質向上と意識改革

公益性と非営利性をあわせ持った社会福祉法人として、また住民参加の地域福祉を推進する社会福祉協議会として、地域住民や関係者の理解と信頼を得ることは非常に重要です。

複合化した福祉ニーズに対応するために、職員一人ひとりが社協職員としての役割と責任を自覚し、その能力を十分に発揮し様々な問題・課題に積極的に取り組みます。そのためには、社協職員としての誇りと情熱を持ち、自己研鑽に努め職員のチームワークと職場内の連携を深めます。

また、地域の実情を把握し、地域が持つあらゆる力をつなぎあわせることで、地域力を高め、すべての住民が孤立せず、安心した暮らしを送ることができるよう職員一丸となって取り組みます。

法人の事業運営においては、経営の健全化に向け、本会の組織強化を図り、市民に必要な福祉サービスの質の向上と、事業の効果的な運営に努めます。